

# 地域防犯カメラ設置補助金 申請の手引

令和7年3月

横 浜 市

# 目次

I	補助制度の概要	P.1
II	手続きの流れ～申請準備から設置、交付まで～	P.3
III	防犯カメラ設置の準備	P.7
IV	補助金申請前に必要な許可手続き	P.9
V	補助金交付申請書の提出～支払までの流れ	P.11
VI	維持管理について	P.15
VII	Q&A	P.16
VIII	申請書類記載例、問合せ先一覧	P.21

※この事業は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決されたあとに実施が確定します。

## 【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上・利益により、防犯カメラの設置費用等を賄う取り組みをしている事業者があります。横浜市地域防犯カメラ設置補助制度を利用せずに防犯カメラの設置を検討する場合は参考にしてください。

※設置条件等については各飲料メーカーごとに異なります。詳細につきましては、横浜市 HP をご覧いただくほか、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課までお問い合わせください。

横浜市HP→



神奈川県HP→



# I 補助制度の概要

## 1 制度の目的

この補助制度は、日頃から地域が自主的に取り組まれている防犯活動について支援するため、防犯カメラの設置費の補助を通して、地域主体の防犯力向上を目指すことを目的に実施するものです。防犯カメラを設置したから「安全」ではなく、防犯活動と組み合わせた地道な取組が必要です。

## 2 補助対象となる団体

自治会町内会、地区連合町内会

## 3 補助対象となる防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路や公園等の公共空間を撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラが対象となります。

また、私有地に設置し、公道等公共空間を撮影する防犯カメラや、機能強化に係る設置機器の更新をする防犯カメラも補助対象となります。

※以下の防犯カメラは、補助対象外となります。

- ・マンションの敷地内等、主に私有地を撮影する防犯カメラ
- ・ごみ集積所のみを撮影する等、防犯を目的としない防犯カメラ

## 4 補助対象経費

・防犯カメラの機器購入費及び当該カメラ設置工事に係る経費  
(例 防犯カメラ本体、録画装置、独立柱、モニター等 ※公道上に独立柱は設置できません)

・防犯カメラの設置を示す看板設置に係る経費

※補助対象外になるもの

- ・レンタル・リースの防犯カメラに係る費用
- ・各種許可申請等に係る費用
- ・機器の保守点検・電気料等の維持管理費、PC、予備のSDカードに係る費用等

## 5 補助率及び補助限度額等

・補助率は10分の9です。自治会町内会の負担は10分の1です。

・一台あたりの補助上限額は280,000円です。

※補助金額は千円未満切り捨てとなります

・この事業は予算台数の範囲内で補助を実施するため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。防犯活動の取組状況・犯罪発生状況等を考慮し、補助金の交付を決定します。

## 6 設置・管理運用

防犯カメラは、犯罪抑止に効果的と考えられる適切な場所に設置してください。また、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラが設置されていることをわかりやすく表示してください。

設置にあたっては、周辺住民の理解を得るとともに、個人のプライバシーを侵害しないよう、運用基準を定め、適正に管理運用してください。

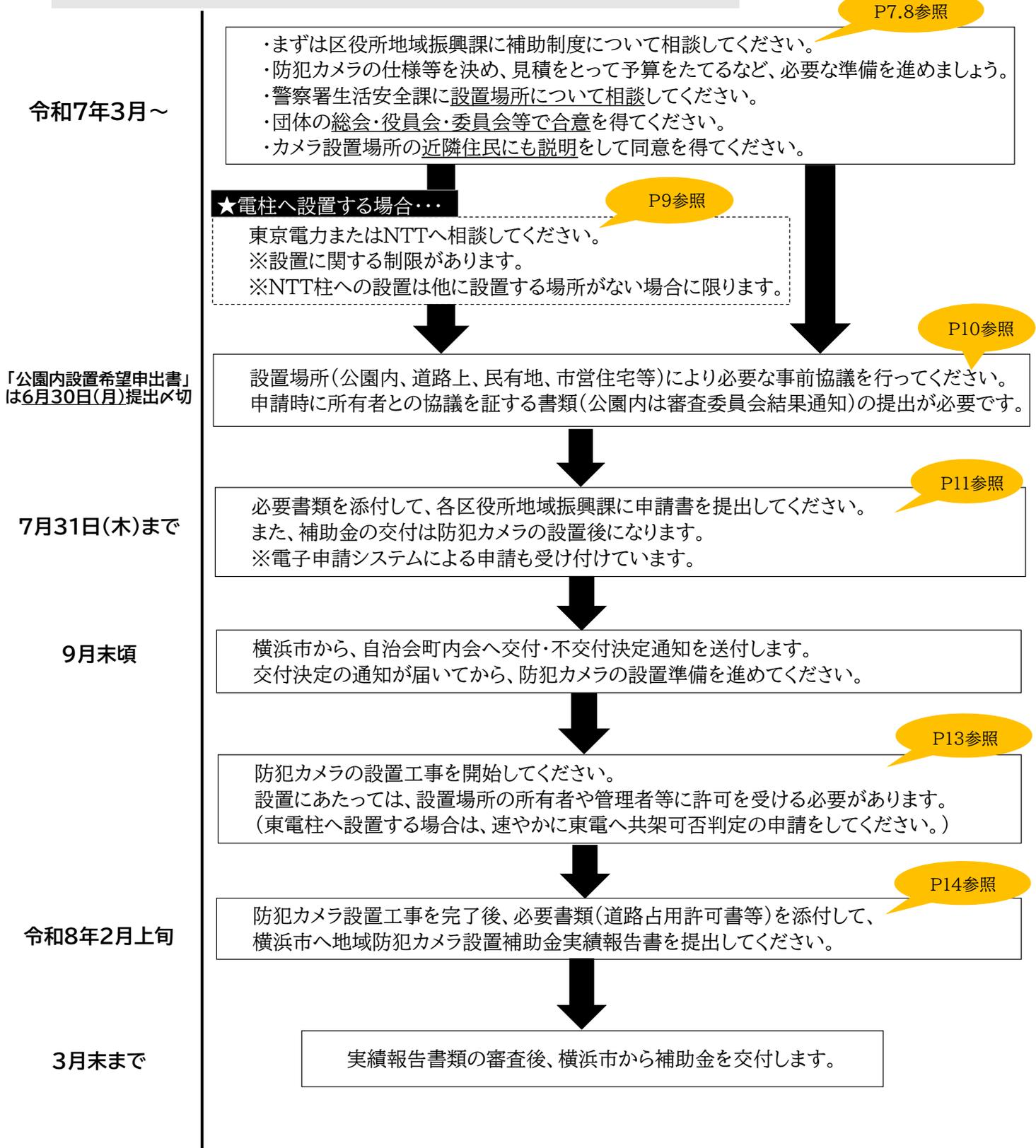
## 7 補助金申請から補助金交付までのスケジュール

令和7年3月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
<b>7月31日まで</b>	<b>・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出</b>
9月末頃	・補助金交付決定(横浜市から交付、不交付の決定を通知します) ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和8年2月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

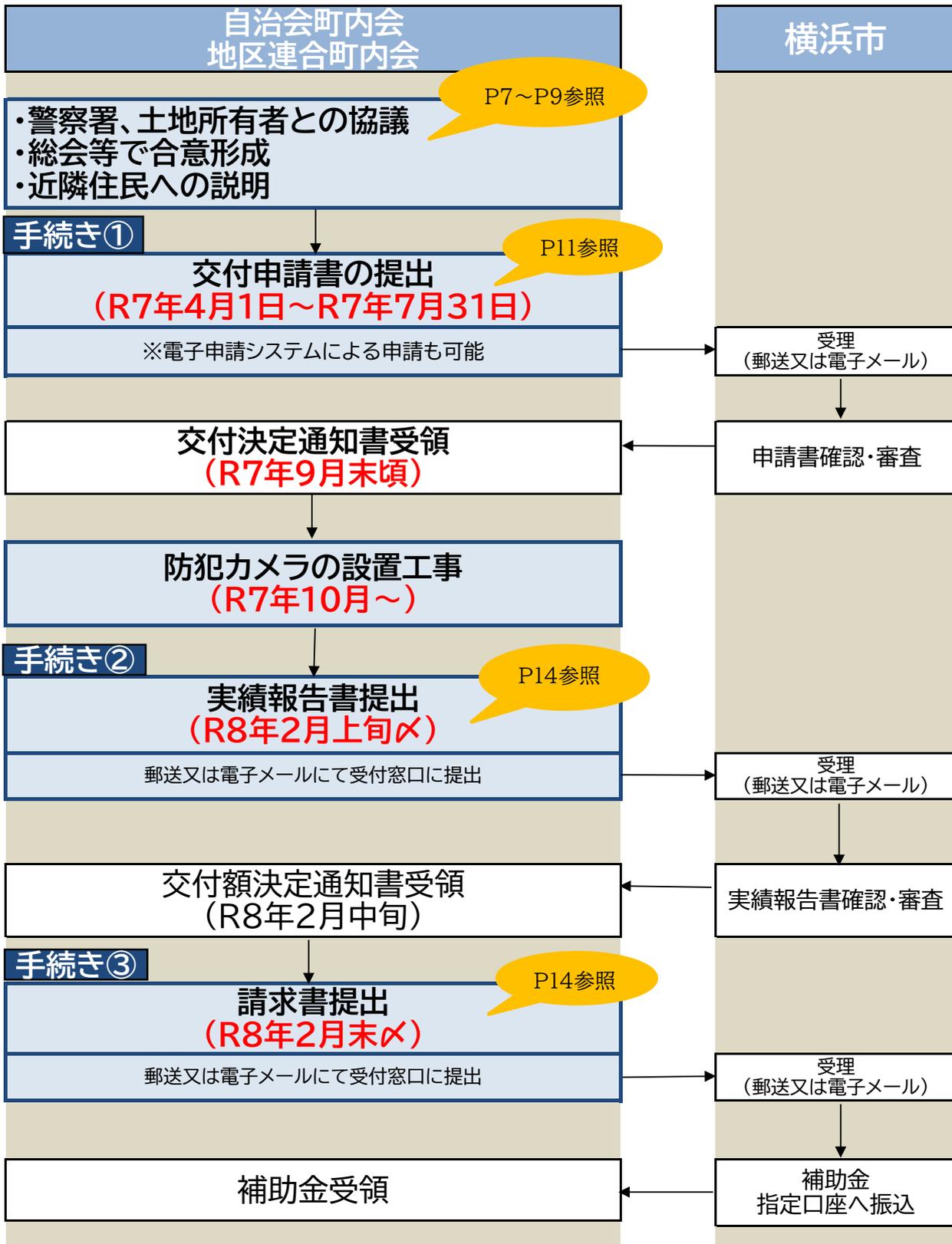
### <参考> 過年度の補助実績

	申請		補助決定	
	団体数	台数	団体数	台数
H28年度	101	284	60	60
H29年度	67	120	67	85
H30年度	88	155	82	82
R元年度	88	137	86	94
R2年度	88	151	87	95
R3年度	79	128	78	85
R4年度	54	68	53	66
R5年度	78	123	78	122
R6年度	74	130	72	127

## II 手続きの流れ～申請の準備から設置、交付まで～

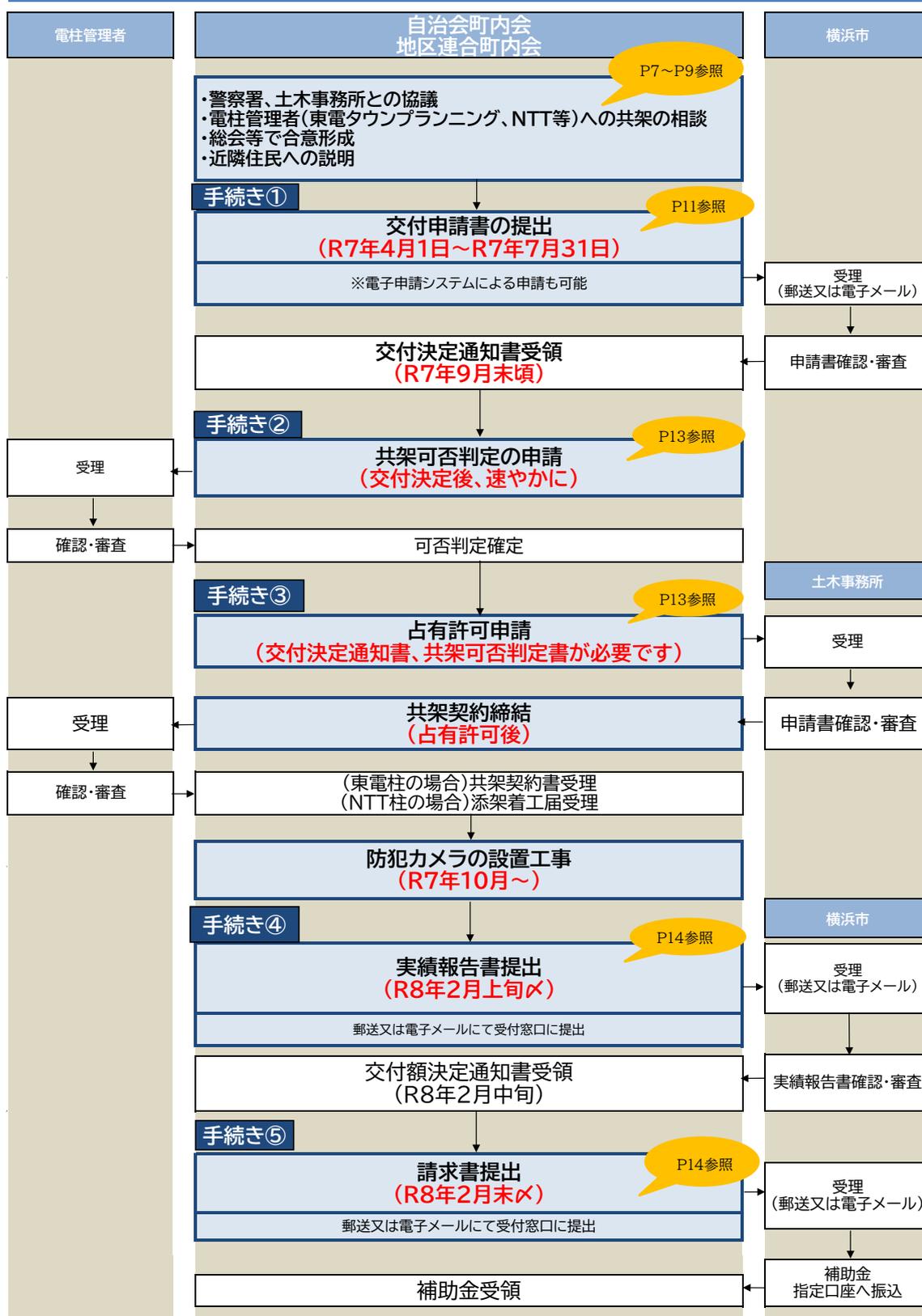


# パターンⅠ 民有地（自治会館等）に設置する場合 補助金が交付されるまでの流れ



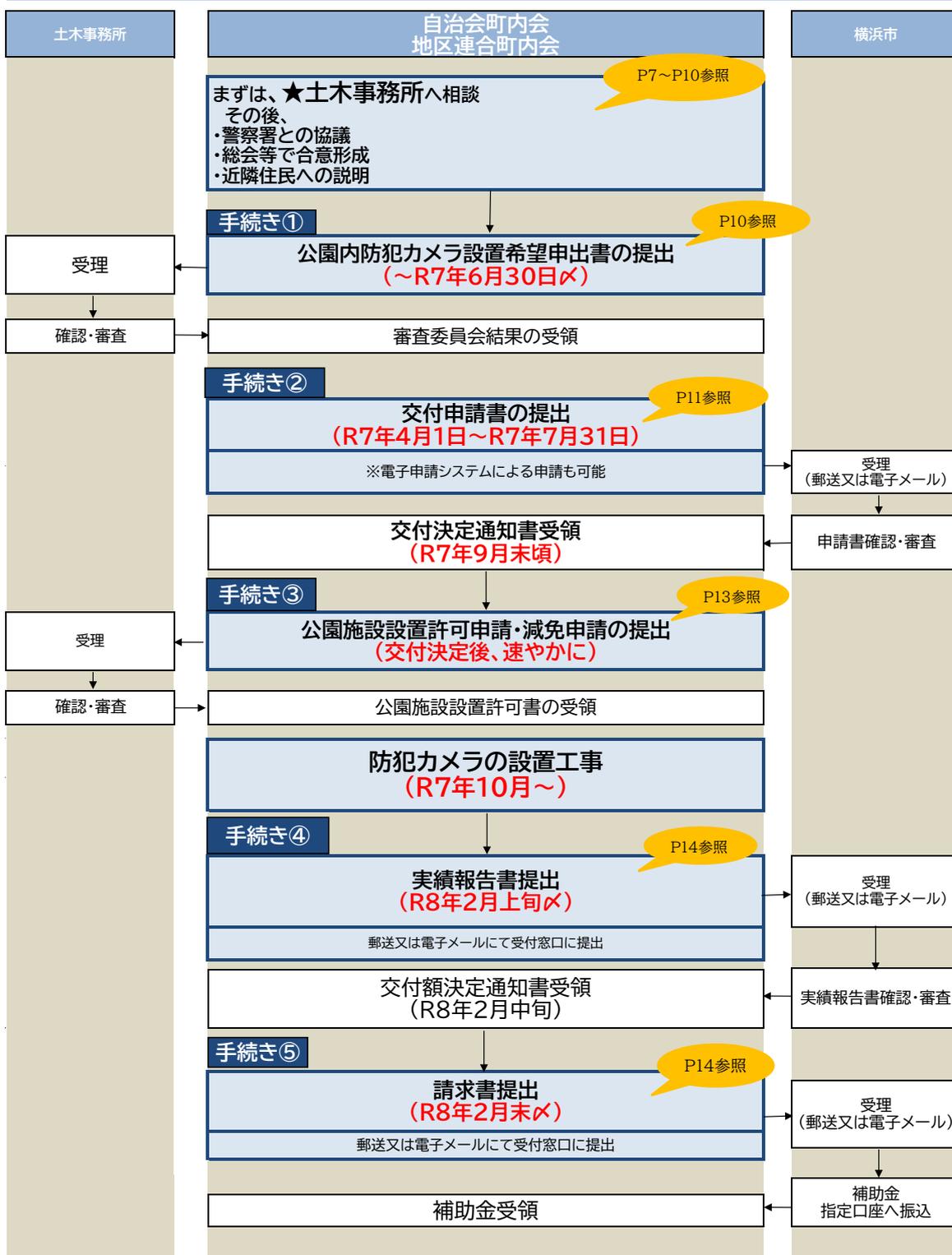
# パターンⅡ 公道(電柱)に設置する場合

補助金が交付されるまでの流れ



# パターンⅢ 公園に設置する場合

補助金が交付されるまでの流れ



### Ⅲ 防犯カメラ設置の準備

防犯カメラの設置については、その目的や設置場所、設置や維持管理に要する費用、地域等の合意や許可手続き等を理解したうえで準備を進めていただく必要があります。そのために、以下の事項を参考としてください。

#### 1 設置プランを作成する

設置する目的等を整理し、どこに設置し、どのように維持管理していくかを考えておく必要があります。以下の点についてあらかじめ整理してください。

##### (1) 設置目的・必要性を検討する

地域で取り組んでいるパトロール等の活動を振り返り、例えば活動が手薄となっている箇所をカバーする等、防犯カメラ設置の目的を検討してください。

##### (2) 設置場所・撮影範囲を検討する

犯罪抑止に効果的な設置場所を検討してください。また、地域の皆様が不安に感じている場所についても調査し、確認してください。

#### ☆Point☆

最寄りの警察署に相談してください。

警察署の生活安全課で防犯カメラ設置の相談を受け付けています。

申請の際、警察の助言を受けていることが必要となります。

※地域防犯カメラ設置場所の例

道路上の電柱、民有地内の電柱、民有地内の独立柱、民有地内建物壁面、自治会館壁面、公園等



##### (3) 設置までのスケジュール・設置の許可等を確認する

設置する場所に応じて、使用許可を得る必要があります。→P.9、13 参照  
各種許可申請先について、事前に確認をお願いします。

#### ☆☆Point☆☆

道路上や公園内、電柱に設置する場合は、申請から許可までに時間がかかるほか、設置に関しての制限があります。

特に公園内への設置は、許可に係る審査に時間を要するため、お早めにご相談いただくことをおすすめします(設置希望申出書を提出する前の土木事務所との相談・調整や、審査会での審査に時間がかかります)。



#### (4)設置費用・維持管理費用の計画をたてる

業者によって設置費用は異なるため、複数の業者から設置費用の見積書を依頼してください。維持管理に係る費用についても、あらかじめ考慮してください。

総事業費が 100 万円以上になると見込まれるとき、2社以上の市内事業者から見積書の徴収が必要です。

→防犯カメラの選定・設置等のご相談先はP.32 参照

→維持管理費についてはP.15 参照

#### (5)管理・運用体制、管理・運用方法を決める

プライバシーの保護や個人情報の適切な取扱いのため、「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った運用基準を作成してください。

→運用基準の作成例はP.24 参照

#### (6)防犯カメラを設置していることの表示

防犯カメラが設置されていることを表示してください。

防犯カメラの犯罪抑止効果を高めるためには、防犯カメラが存在していることを明示するのが有効です。また、プライバシー保護のためにも表示は必要です。

※通行者に認識されやすいよう、設置場所や大きさ、色等工夫してください。

【表示例】



## 2 地域の合意を得る

「1 設置プランを作成する」で作成した計画を、地域の方々へ説明し、合意を得てください。また、ポスティング等の方法で、カメラ設置箇所周辺の住民にも説明を行い、必ず同意を得てください。

### ☆Point☆

防犯カメラの設置が自治会や町内会の総会、役員会、又は委員会等で承認されたことを証明する書類を保管しておいてください。

「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って、地域防犯カメラ設置運用基準を策定してください。



## IV 補助金申請前に必要な許可手続き

補助金交付決定後に必要な許可申請等手続きについては、P.13～をご確認ください。

設置場所により必要な手続き等が異なりますので、参考としてください。(その他手続きを求められる場合があります。)

### 1 電柱に設置する場合

民有地・道路上いずれの場合も電柱を所有している会社(東京電力・NTT)の許可が必要です。

区分	許可条件等	補助金申請前に必要な手続き	備考
東電柱	東京電力へ相談してください。 →P.32 参照	★電柱への設置希望について、東京電力へ相談してください。 ★東電柱への設置が初めての団体は、基本契約を行ってください。	補助金の交付決定通知を受領後(9月末頃)、速やかに電柱への共架可判定を行ってください。
NTT柱	NTTへ相談してください。 →P.32 参照 ※NTT柱への設置は他に設置する場所がない場合に限りです。	★電柱への設置希望について、NTTと事前協議してください。	補助金の交付決定通知を受領後(9月末頃)、共架許可申請・契約を行ってください。

### <注意事項>

- 1) 東電柱への共架可否判定には、200円/本かかりです。共架可否判定結果には有効期限があるため、交付決定前に可否判定を行った場合、交付決定後に再度可否判定申込が必要になる可能性がありますのでご注意ください。
- 2) 電柱に設置する場合は、設置業者が電柱に登って作業をする資格があることを確認してください。
- 3) 防犯灯がついている電柱へ防犯カメラを設置する場合は防犯灯より上部に設置してください。防犯灯の光を遮るため、防犯灯より下部へは設置できません(補助対象外となります)。また、設置工事の際に防犯灯の向きを変えたり、防犯灯の引込線を分岐させる等、防犯灯には触れないよう業者に依頼してください。
- 4) 横浜市が所有する鋼管ポール防犯灯は、防犯カメラを設置できる強度が確保できていませんので、設置はできません。
- 5) 私道、民有地上の独立柱(中継柱含む)への防犯カメラの設置は所有者の承諾があれば設置できます。ただし、安全面等については自治会町内会でよく検討してください。
- 6) 防犯カメラ設置のために公道上に独立柱の新設はできません。

設置場所により次ページの手続きも必要です。

## 2 設置場所により必要な手続き → 問合せ先はP.31,32を参照してください。

区分	許可条件等	交付申請前に必要な手続き	備考
道路上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車道上であれば路面から4.5m以上、歩道上であれば路面から2.5m以上の高さに設置しなければいけません。</li> <li>詳しくは土木事務所へご確認ください。</li> <li>・道路工事等のため、防犯カメラの移設や撤去が必要となった場合は、自治会町内会の負担となります。</li> </ul>	<p>★土木事務所(道路管理者)との事前協議</p> <p>※協議には、設置場所の道路との位置関係や高さ等が分かる図面・写真等をご準備ください。</p>	<p>※電柱等が民有地内であっても、防犯カメラが公道の上空にかかる場合は、道路占用許可が必要です。</p> <p>◎道路占用料は免除されます。</p>
公園内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園管理者の許可が必要です。</li> <li>・一定の基準に適合するものに限り許可されます。</li> <li>・詳しくは土木事務所等へご確認ください。</li> <li>・審査及び設置許可には時間がかかります。(1か月程度)</li> </ul>	<p>★土木事務所等へ公園内防犯カメラ設置希望申出書の提出</p> <p>※事前に必ず土木事務所との相談・調整を行ってください。</p> <p>※6月30日(月)までに申請してください。</p>	<p>※審査委員会での審査を受けなければ設置許可申請はできません。</p> <p>◎公園使用料は免除されます。</p>
民有地等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地建物等の所有者の承諾が必要です。</li> <li>・電柱や独立柱が民有地内であっても、防犯カメラが公道の上空にかかる場合は、道路占用許可も必要です。</li> </ul>	<p>★所有者との協議、設置の内諾</p> <p>★土木事務所(道路管理者)との協議</p> <p>※協議には、設置場所の道路との位置関係や高さ等が分かる図面・写真等をご準備ください。</p> <p>(電柱の許可申請等に使用したもので代用できます。)</p>	
市営住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅の土地建物に設置する場合は目的外使用許可が必要です。指定管理者(市営住宅管理者)へご確認ください</li> </ul>	<p>★指定管理者(市営住宅管理者)との協議</p>	

補助金交付決定後に必要な許可申請等手続きもごさいます。必ずP.13～をご確認ください。

## V 補助金交付申請書の提出～支払までの流れ

☆申請手続きに関しては事前に区役所地域振興課に相談をしてください。(相談に行く前に電話連絡をお願いします)→P.29 参照

☆「IV 補助金申請前に必要な許可手続き」(P. 9,10)を必ずご確認ください。

### 1 補助金交付申請書を提出する

#### (1)申請受付期限

7月31日(木) ※必着

#### (2)提出先

各区役所地域振興課

#### (3)必要書類 →様式類は P.21～28 を参照してください。

	書類名	説明
1	地域防犯カメラ設置補助金 交付申請書(第1号様式)	必要事項の記入及び□へのチェックをお願いいたします。→P.21参照
2	地域防犯カメラ設置事業収支計算書 (第2号様式)	・総事業費(複数台であれば、第2号様式の支出合計(B)の合計額)が100万円以上になると見込まれるとき、2社以上の市内事業者から見積書の徴収が必要です(100万円未満の場合は市外事業者可) ・優先順位及び新規または更新を記載してください。 ・1台につき1枚作成してください→P.22参照
3	見積書の写し(経費内訳及び防犯カメラの 型番が分かる書類)	見積書の写し <u>※各種申請に係る費用については、『諸経費』等にまとめず、別途各項目を明記してください</u> <u>※1台ごとの内訳が分かる見積書をご提出ください。</u>
4	設置場所を明記した図面(地図等)	設置場所と撮影範囲を明記→P.19 参照
5	設置場所の写真及び撮影範囲が分かる写真	設置場所と撮影範囲の写真→P.20参照
6	(機能強化に係る設置機器の更新をする 防犯カメラの場合のみ) 既存の防犯カメラ及び更新設置予定の防犯 カメラの仕様書	設計書、仕様書、カタログの写し等

### <申請書類番号5 設置場所の写真例>

設置場所の写真(1枚)とカメラの撮影範囲が分かる写真(1枚)をご提出ください。

※できる限り多方向から撮影した写真をご提示ください



悪い例(寄り過ぎている)

設置位置を記入する  
※横浜市所有の防犯灯  
より下部への設置は不可



良い例(全景が確認できる)



補助対象外の例

(道路等の公共空間を撮影していない)

※写真は神社の境内を撮影しているため対象外。  
マンションや集合住宅の敷地内・自治会館の敷地  
等の撮影も補助対象外です。



補助対象となる例

(公共空間を撮影している)

## 2 交付決定通知書を受け取る(9月末頃)

申請書類の審査後、「交付決定通知書」、「実績報告書様式」を送付いたします。

交付決定を受けた後、地域防犯カメラの設置工事等を実施してください。

※申請内容に変更等が生じる場合は、設置工事前に必ず市民局地域防犯支援課  
(671-3705)に連絡してください。

### 3 補助金交付決定後に必要な許可手続きを行う

設置場所、設置箇所によって必要な手続きが異なります。必ず所有者・管理者の許可を得てから設置工事をしてください。

#### (1)電柱に設置する場合

区分	交付決定後に必要な手続き	実績報告時添付書類	備考
東電柱	★東京電力へ共架可否判定申請・契約手続き ※東京電力へ補助金交付決定通知書の写しを提出してください。	特になし	・共架可否判定には 200 円／本がかかります。
NTT 柱	★NTTへ共架許可申請・契約手続き ※警察署が押印の協力依頼書が必要です。 ※NTTへ補助金交付決定通知書の写しを提出してください。	★添架工事着工届の写し	

#### (2)設置場所により必要な手続き

区分	交付決定後に必要な手続き等	実績報告時添付書類	備考
道路上	★土木事務所へ道路占用許可申請、減免申請 ※土木事務所への提出書類のうち、補助金申請書類の写しで代用できるものがあります。あらかじめコピーして保管しておいてください。 ※ <u>占用許可を受けてから設置工事をしてください。</u>	★道路占用許可書の写し	※防犯カメラが公道の上空にかかる場合は、 <u>道路占用許可が必要です。</u> ※ <u>占用許可には時間がかかります。</u>
公園内	★土木事務所等へ公園施設設置許可申請・減免申請 ※ <u>土木事務所から公園施設設置許可を受けてから、設置工事をしてください。</u>	★公園施設設置許可書の写し	※ <u>審査及び設置許可には時間がかかります。</u>
民有地等	(土地建物や既存のポール等へ共架の場合) ★所有者に土地等使用承諾書を記載してもらおう。 ※所有者から使用承諾書を受けてから設置工事をしてください。	★土地等使用承諾書(他人の敷地や構造物を使用する際に、必要です。)	
	(防犯カメラが公道の上空にかかる場合) ★土木事務所へ道路占用許可申請・減免申請 ※ <u>占用許可を受けてから設置工事をしてください。</u>	★道路占用許可書の写し	※ <u>占用許可には時間がかかります。</u>
市営住宅	★指定管理者に目的外使用許可申請 ※ <u>目的外使用許可を受けてから設置工事をしてください。</u>	★目的外使用許可書の写し	※ <u>許可には時間がかかります。</u>

#### 4 実績報告書を提出する(2月上旬)

地域防犯カメラの設置が完了しましたら、速やかに「実績報告書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて、市民局地域防犯支援課または各区地域振興課に提出してください。

領収書の宛名は必ず「補助金を申請した自治会・町内会名」としてください。

※詳細は交付決定通知を送付する際にご案内します。

##### ★提出書類

- (1)設置業者からの請求書(内訳が分かるもの)
- (2)領収書の写し(補助対象カメラのみのもの)
- (3)防犯カメラ設置位置、撮影方向を記した地図
- (4)防犯カメラ設置後の現況写真
- (5)防犯カメラの撮影範囲が分かる写真
- (6)設置場所の使用等に係る書類の写し ※P13をご確認ください  
(道路占用許可書、公園施設設置許可書、土地等使用承諾書、添架工事着工届の写し(NTT)等)

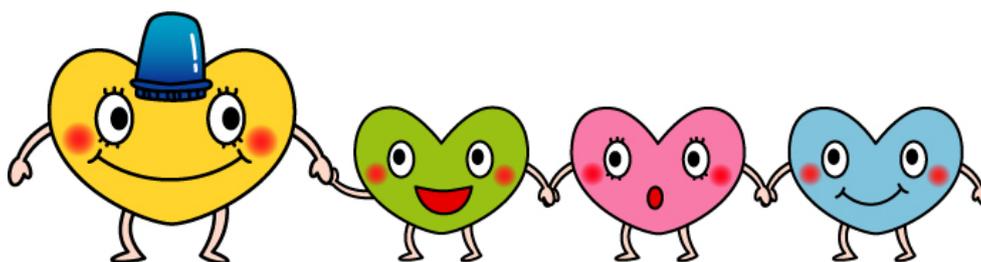
※経費の支払いにクレジットカードを使用した場合、ポイントカードにポイントが付与された場合は、補助対象外となります。

#### 5 地域防犯カメラ設置補助金交付額確定通知書を受領後、請求書を提出する

事業報告書類の審査後、申請団体の代表者に「地域防犯カメラ設置補助金交付額確定通知書」と「地域防犯カメラ設置補助金交付請求書」をお送りします。

「交付請求書」に必要事項を記入し、速やかに地域防犯支援課に提出してください。

請求書に基づき、振り込みにより補助金を交付いたします。



## VI 維持・管理について

### 1 防犯カメラの保守管理

防犯カメラは、屋外における長期間の使用により部品の劣化し、運用に支障をきたす可能性があります。

機種を選定を行う際には、部品の寿命や交換等にかかる費用、品質保証期間、故障時の対応、点検の頻度や点検にかかる費用などの確認をしておくことが大切です。また、修繕に係る経費をあらかじめ見込んだ計画が必要です。

(保守点検や電気料金等の維持管理経費は補助の対象となりません。自治会・町内会負担となります。)

#### 【参考】防犯カメラ維持管理にかかる費用

電柱に防犯カメラを設置する場合の電気代は約 600～700 円/月 程度かかります。

そのほか、電柱に設置する場合は、電柱共架料(東京電力柱:2,640 円/年、NTT 柱:1,320 円/年)が必要となります。

→P.32 参照

### 2 定期点検

防犯カメラを設置したら、定期的に「作動しているか」「破損はないか」などの点検を行ってください。防犯カメラの留め具などが破損していると、落下する恐れがあり危険です。

※カメラの落下などで事故が発生した場合は、設置者の責任となります。

### 3 管理責任者の指定

防犯カメラを設置及び運用するにあたっては、適切な管理を図るため管理責任者を指定してください。

### 4 継続使用

設置後、5年間は継続して運用してください。

### 5 防犯カメラの運用基準の作成、画像データの取扱い

プライバシーの保護や個人情報の正しい取扱いのため、画像データが外部に漏れることのないよう、「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った運用基準を作成し、遵守してください。運用基準例についてはP.24参照

警察署から画像の提供等の要望があった場合の対応については、まずは要請のあった警察署とご相談いただき、対応の判断をしてください。

インターネットを利用した防犯カメラは、パスワードを設定するほか、システムを適宜更新し最新の状態にするなど、セキュリティ対策をとってください。

## VII Q&A

### 令和7年度地域防犯カメラ設置補助金 Q&A

# 目次

- Q1 補助額はいくらとなるのか？
- Q2 申請したものはすべて補助されるのか？
- Q3 どんなカメラを設置したらいいのか？
- Q4 警察署は相談に乗ってくれるのか？
- Q5 土木事務所との協議には、何を持っていけばいいのか？
- Q6 防犯灯がついているポールや中継柱に防犯カメラを設置できるか？
- Q7 公園内を撮影するカメラは補助対象か？
- Q8 東電柱、NTT柱の見分け方は？
- Q9 私道や民有地の使用に対し許可が取れない場合は？
- Q10 提出書類の「設置場所を明記した図面(地図等)」はどのようなものか？
- Q11 提出書類の「設置場所の写真」とはどのようなものか？
- Q12 警察から画像の提供を求められたら、どうすればいいのか？
- Q13 防犯カメラが落下するなどして事故が発生した場合の責任は？
- Q14 防犯カメラを撤去したいときは？
- Q15 機能強化に係る設置機器の更新をする防犯カメラの補助率は、新規設置と同額か？
- Q16 防犯カメラを更新する際、撤去費は補助対象となるか？

**Q1 補助額はいくらとなるのか？**

防犯カメラ1台ごとに、補助対象経費の10分の9を補助します。  
一台あたりの補助上限額は280,000円です。

**【補助金額と団体の負担額の算出例】**

**例1 防犯カメラと設置費用の合計36万円の場合**

$36 \text{ 万円} \times 0.9 \text{ (補助率)} = 32 \text{ 万} 4 \text{ 千円} > \underline{28 \text{ 万円}}$  …補助額

※36万円に補助率を乗じて得た額が補助上限額を超えるため、  
補助額は上限額である28万円となります。

$36 \text{ 万円} - 28 \text{ 万円} = \underline{8 \text{ 万円}}$  …団体の負担額

**例2 防犯カメラと設置費用の合計が15万円の場合**

$15 \text{ 万円} \times 0.9 \text{ (補助率)} = \underline{13 \text{ 万} 5 \text{ 千円}}$  …補助額

$15 \text{ 万円} - 13 \text{ 万} 5 \text{ 千円} = \underline{1 \text{ 万} 5 \text{ 千円}}$  …団体の負担額

**Q2 申請したものはすべて補助されるのか？**

この事業は予算台数の範囲内で補助を実施するため、申請をいただいても補助されない場合や申請した台数の一部が補助されない場合があります。防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

**Q3 どんなカメラを設置したらいいのか？**

公益社団法人日本防犯設備協会 (<https://www.ssaj.or.jp/>) が定める、優良防犯機器認定基準(RBSS基準)に適合している製品を推奨します。

※ 設置場所や用途により防犯カメラの種類は様々ですので複数の専門業者に相談してください。→P.32 参照

(仕様の目安)

有効画素数:約200万画素、microSDカード(最大128GB)等

(電柱に設置する場合は、Wi-Fi接続可能なタイプ)

※設置費用は業者により異なりますので、複数の業者から見積書を依頼してください。

**Q4 警察署は相談に乗ってくれるのか？**

各警察署生活安全課で防犯カメラ設置に関する相談を受け付ける体制になっておりますので、お気軽にご相談ください。※申請の際、警察の助言を受けていることが必要です。

→P.30 参照

**Q5 土木事務所との協議には、何を持っていけばよいのか？**

協議には、設置場所の道路との位置関係や高さなどが分かる図面・写真等が必要です。  
(電柱の場合は、東京電力やNTTとの協議に使用したものを代用できますので、書類一式を持参してください。)

相談に行く場合は、あらかじめ電話連絡をお願いいたします。→P.31 参照

**Q6 防犯灯がついているポールや中継柱に防犯カメラを設置できるか？**

横浜市が所有する鋼管ポール防犯灯や中継柱は、防犯カメラを設置できる強度が確保できていません。そのため、カメラの設置はできません。

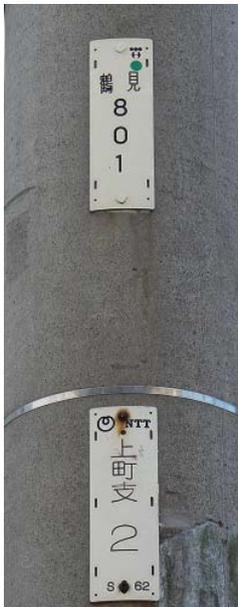
また、自治会町内会が所有する鋼管ポール防犯灯や中継柱に設置する場合は、強風時(60m/秒)を想定した強度計算を行うなど設置業者と安全面についてよく検討してください。(強度計算の結果などを添付してください。)

なお、自治会町内会が所有する防犯灯のポールは、腐食が進んでいる可能性があるため、防犯カメラの設置はおすすめしません。

**Q7 公園内を撮影するカメラは補助対象か？**

補助対象となります。管理者が常駐する公園、施設利用料を徴収する公園、利用時間が定められている公園などは補助の対象外となります。

**Q8 東電柱、NTT柱の見分け方は？**



電柱の所有者の見分け方は次のとおりです。

(1)プレートが1枚ついている場合

付いているプレートに記載の会社が電柱の所有者となります。

(2)プレートが2枚ついている場合

東京電力のプレートに記載の番号を確認してください。

東京電力のプレートの番号が 001～599 の場合は東電柱

東京電力のプレートの番号が 600 番以降の場合は NTT 柱

(3)プレートがついていない場合

プレートがついていない電柱へ申請される場合は、東京電力、NTTへお問い合わせください。

※ 電柱に登る場合には許可が必要となりますので、プレートの確認等の際にはご注意ください。

**Q9 私道や私有地の使用に対し許可が取れない場合は？**

土地等使用承諾書等の提出がない私有地部分については申請を行うことができません。

**Q10 提出書類の「設置場所を明記した図面(地図等)」はどのようなものか？**

設置したい場所の把握ができ、どの向きでカメラをつけたいかが判断できればどんな様式でも構いませんが、設置箇所特定の目印にもなるため、分かっている限りの情報をご記入ください。

※「〇〇公園前」「〇〇さん宅横」など、場所が特定できる程度の地図の作成をお願いします。

※占用許可に係る協議・相談等の際に使用した図面をもとに作成いただいても構いません。

**設置場所地図作成例**



- ・ 〇〇公園向かいの〇〇自治会館の東側壁に設置
- ・ ××小学校、◇◇保育園の方向を撮影

**Q11 提出書類の「設置場所の写真」とはどのようなものか？**

設置場所の写真(1枚)、撮影範囲がわかる写真(1枚)の提出をお願いします。

※できる限り多方向から撮影した写真をご提出ください

※道路などの公共空間を撮影していないものは補助対象外となります。同様に、マンションや集合住宅の敷地内・自治会町内会館の敷地等を撮影するものも補助対象外となります。

## 撮影場所の写真



撮影箇所の全景が確認できる

## 撮影範囲の写真



公共空間を撮影している

Q12 警察から画像の提供を求められたら、どうすればよいのか？

まずは要請のあった警察署にご相談ください。

Q13 防犯カメラが落下するなどして事故が発生した場合の責任は？

設置者の責任となります。

Q14 防犯カメラを撤去したいときは？

設置後、5年間は継続して運用してください。

Q15 機能強化に係る設置機器の更新をする防犯カメラの補助は、新規設置と同額か？

補助率は、新規設置と同額(補助率10分の9、補助上限額28万円)です。

Q16 防犯カメラを更新する際、撤去費は補助対象となるか？

撤去費は、補助対象となります。

第1号様式（第7条）

横浜市長

年 月 日

ふりがな  
団体名  
所在地

ふりがな  
代表者氏名

地域防犯カメラ設置補助金交付申請書

地域防犯カメラ設置事業について、標記補助金の交付を受けたく、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則139号）及び横浜市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱を遵守します。

総事業費が100万円以上の場合市内企業2社以上の見積が必要になります。

千円未満は切り捨て

1 交付申請額

280,000 円 （総事業費：332,000円、1台）

※設置場所及び優先順位等は地域防犯カメラ設置事業収支計算書のとおり

2 地域防犯カメラ設置の目的及び現在の防犯活動状況

防犯カメラ設置の目的・地域で行っている防犯活動を詳しく記載してください。

地域防犯カメラ設置の目的：最近、自治会館近くに不審者が出たとの情報を得たため。

現在の防犯活動状況：月に1度の自治会員による見守り活動、啓発物品の配付等

3 担当者連絡先 ※ 平日日中に連絡がとれる方

書類は、担当者の方宛にお送りいたします。

(郵便番号)

(住所)

(氏名)

(電話)

(メールアドレス)

平日日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

4 提出書類一覧（下記にチェックをしてください）

- 地域防犯カメラ設置事業収支計算書（第2号様式）
- 見積書の写し（経費内訳及び防犯カメラの型番が分かるもの）
- 設置場所を明記した図面（地図等）
- 設置場所の写真及び撮影範囲が分かる写真
- （機能強化に係る防犯カメラの更新のみ）  
既存の防犯カメラ及び更新設置予定の防犯カメラの仕様書

5 確認事項一覧

チェック欄	確認事項（該当の□にチェックして下さい。）
<input checked="" type="checkbox"/>	地域防犯カメラの設置に対し、総会・役員会等の議決等により自治会町内会としての意思決定を行った。
<input checked="" type="checkbox"/>	地域防犯カメラについて、ガイドラインに沿った地域防犯カメラ設置運用基準の整備を行った。
<input checked="" type="checkbox"/>	警察署と協議を行った。

チェック欄	確認事項（該当の□にチェック及び_____に記載して下さい。）
	設置場所： <input checked="" type="checkbox"/> 道路上 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 民有地(自治会館等) <input type="checkbox"/> その他 _____
<input checked="" type="checkbox"/>	（道路上または公園に設置する場合） 東電柱に設置：所管の土木事務所及び東京電力と協議を行った。
<input type="checkbox"/>	NTT 柱に設置：所管の土木事務所及びNTT 東日本と協議を行った。
<input type="checkbox"/>	その他に設置：所管の土木事務所及び_____と協議を行った。
<input type="checkbox"/>	（民有地に設置する場合） 東電柱に設置：土地所有者及び東京電力と協議を行った。
<input type="checkbox"/>	NTT 柱に設置：土地所有者及びNTT 東日本と協議を行った。
<input type="checkbox"/>	その他に設置：土地所有者及び_____と協議を行った。
<input type="checkbox"/>	（その他）_____と協議を行った。

確認事項（該当の□にチェック及び_____に記載して下さい。）	記入欄
設置する地域防犯カメラの台数	__1台（新規__1台、更新__0台）
（更新の場合） 今回の更新にあたり、機能強化した部分	<input type="checkbox"/> 撮影範囲 <input type="checkbox"/> 画質 その他 _____

更新の場合のみ記載お願いいたします。

# 記載例

第2号様式（第7条）

地域防犯カメラ設置事業収支計算書

優先順位及び新規・更新を記載

優先順位 1位

■新規・□更新

（※1台につき、1枚作成してください。）

科目	金額	千円未満は切り捨て
<b>収入の部</b> ・地域防犯カメラ設置補助金 （補助対象経費の10分の9 上限210,000円 千円未満切り捨て） ・自治会費	¥280,000 ¥52,000	〇〇区〇〇町 123番地45番 申請費用は補助対象外のため、この部分の9割（千円未満切り捨て）が補助金額になります。
収入合計（A）	¥332,000	
<b>支出の部</b> ・地域防犯カメラ設置事業 （内訳は見積書のとおり記載してください） ※ただし、各種許可申請費、機器の維持 管理費、予備物品の購入費等は補助対象 外となります。 ・「防犯カメラ設置費用一式」等と記載せず、 <u>見積書</u> <u>に書かれた内訳を細かく記載</u> してください。 ・複数台の場合、労務費等経費はまとめて記載せず <u>台数割り額を記載</u> してください。	¥332,000	金額内訳 金額内訳 防犯カメラ 130,000円 〇〇代 25,000円 〇〇費 30,000円 〇〇費 45,000円 〇〇費 60,000円 消費税 29,000円 (補助対象外) 申請費用 3,000円 諸経費 10,000円
支出合計（B）	¥332,000	

## <確認事項>

収入の部、支出の部の金額について、以下の項目に☑してください。

- 収入の部の補助金額が1台当たりの上限額（280,000円）以内である
- 収入の部の補助金額が千円未満切り捨てになっている
- (A)と(B)が同額である
- 支出の部の内訳が見積書のとおり記載されている

具体的な内容が明確でない「諸経費」等の費用や、東電の申請にかかる費用等は補助対象外です。

# 作成例

## 〇〇会地域防犯カメラ運用基準

### 1 目的

この運用基準は、地域防犯カメラの設置及び運用に関し、〇〇会（以下、当会という。）が順守すべき事項を定めることにより、犯罪の未然防止と、プライバシーの保護との調和を図り、適切な運用管理を行うことを目的とする。

### 2 定義

- (1) 地域防犯カメラとは、地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラをいう。
- (2) 画像データとは、地域防犯カメラにより撮影し、記録されたものであって、それによって特定の個人を識別できるものをいう。

### 3 地域防犯カメラの設置場所・撮影区域

地域防犯カメラの設置場所・撮影区域は別紙のとおりとし、当該地域防犯カメラを用いて以下の事項を行ってはならない。

- (1) 特定個人及び建物等を撮影対象とすること。
- (2) モニター等を利用して常時監視を行うこと。

一例として、管理運用委員会に会長を含み、会長が委員長を担うこととしていますが、地域でよく確認し、運営ができる委員会を設立しましょう。

### 4 管理運用委員会の設置

地域防犯カメラの管理運用を適切に行うため「〇〇会地域防犯カメラ管理運用委員会（以下「管理運用委員会」という。）」を以下のとおり設置する。

- (1) 管理運用委員会は、当会の正副会長を含む委員〇名で構成する。
- (2) 委員の中から、委員長、副委員長、各1名を選任し、委員長は、当会会長が担うものとする。
- (3) 管理運用委員会の会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。
- (4) 管理責任者は管理運用委員会の委員長とし、委員長に事故等がある時はその事務を副委員長が代行する。

### 5 管理運用委員会の責務

地域防犯カメラの管理運用は、管理運用委員会が行うものとし、次項以下に定める事項を順守するものとする。

### 6 地域防犯カメラの設置の表示

管理責任者は、設置区域内の見やすい場所に、地域防犯カメラが設置されている旨をわかりやすく表示する。

### 7 画像データの保存・取扱い

管理責任者は、画像データが外部に漏れることのないよう、以下のルールに基づき慎重な管理を行うものとする。

(1) 地域防犯カメラ等の操作担当者の指定

管理責任者は、必要であると判断する場合は、地域防犯カメラ及び録画装置の操作を行う担当者を指定するものとし、管理責任者及び指定された担当者以外の操作を禁止する。

(2) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止その他の安全管理を徹底するために、保存期間は7日以内とする。以降のデータは直ちに上書き消去されるものとし、不必要な画像データの保存は行わない。

(3) 画像データ等の管理

地域防犯カメラの画像データを記録した記録媒体（SDカード、ハードディスク等）やパソコンについては、施錠等の方法により保護された環境のもとで保管し、原則として、「9 画像データ等の外部に対する提供」の場合を除き画像の閲覧、複写や加工、外部への持ち出しは禁止するものとする。

(4) 画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、直ちに消去するものとする。

また、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破砕、裁断等の処理を行うものとする。

8 目的外利用の禁止

管理運用委員会等は、画像データおよび画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。

9 画像データ等の外部に対する提供

前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者に提供することができるものとする。なお、画像データ等の提出を求めるときは文書によるものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときはこの限りではない。

(1) 法令の定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

10 画像データ等の閲覧

前項の規定に基づき、第三者に閲覧させる場合は、以下の手順に則り行うものとする。

(1) 閲覧を求める者は、管理運用委員会へ申請し承認を得なければならない。

(2) 閲覧の日時、閲覧目的、閲覧者及び画像の範囲（日時・場所）などを利用閲覧簿に記載する。閲覧については、2名以上の委員が立ち合いのもと行うものとする。

11 画像データ等の持ち出し

「9」の規定に基づき、画像データ及び画像の持ち出しを行う場合は、以下の手順により行うものとする。

- (1) 持ち出し作業については、管理運用委員会へ申請し、承認を得なければならない。
- (2) 持ち出し作業は、2名以上の委員立ち会いのもと行うものとする。
- (3) 持ち出しの日時、持ち出しの目的、持ち出す者及び画像の範囲（日時・場所）などを持ち出し簿に記載する。
- (4) 持ち出した画像データ及び画像は使用後速やかに管理運用委員会へ返却しなければならない。

12 苦情等の処理

管理責任者は、当該地域防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは誠実かつ速やかに対応しなければならない。

13 保守管理について

管理運用委員会は、地域防犯カメラの保守管理について委託する場合、秘密保持についての誓約書を提出させ、委託契約書を管理運用委員会に承認された保守管理業者に委託するものとする。

14 保守・維持管理のための積立金について

地域防犯カメラが故障した際の修繕・更新のため、毎年一定金額を積み立てるものとする。

15 その他

保守・維持管理のために、運用基準に積立金を行う旨を設ける場合の記載例

この規定に定めがない事項が発生した場合は、管理運用委員会が協議して対処する。また、前事項等が緊急を要する場合は、管理運用責任者の指示に従って処理する。

附 則

- 1 この運用基準は○年○月○日から施行する。

# 作成

任意様式

〇〇会〇月 （役員会・総会・理事会等）会  
議事内容

日時：〇年〇月〇日

場所：〇〇会館

参加者：〇〇会長、〇〇副会長、他役員〇名

議題：地域防犯カメラ設置について

内容：会長より防犯カメラ設置について、出席者に対し説明を実施。

以下の内容で設置に関して了承を得た。

- ・設置場所：〇〇町〇番地（例）  
東電柱（〇〇様宅の壁づけ 等）
- ・台数：1台
- ・その他：（横浜市の補助制度を利用する・運用基準に則って運用を行う等、説明した内容を記載してください）

質疑：

Q：データはどのように管理するのか？

A：カメラにSDカードが内蔵されており、自動的に上書き保存される。

Q：工事はどこへ・いくらで依頼するのか？

A：資料添付の見積書の通りである

（等、説明した内容を記載してください）

☆設置場所周辺住民への説明：〇月〇日 〇〇様へカメラの設置について説明し、了承を得た。



※あくまで例文です。

役員会・総会・理事会等で議決する際に、話し合う必要のある点の参考にしてください。

※総会以外の会議で決定した場合は参加者以外にもポスティングなどでお知らせして同意を得てください。

※カメラ設置箇所周辺の住民にも説明をして同意を得てください。

# 作成

## 任意様式

この承諾書様式は、土地だけでなく  
独立柱、壁、屋根などの使用承諾の際  
にもご利用ください。

土地等使用承諾書

令和〇年〇月〇日

承諾者の方の氏名等を記入して押印  
※自署した場合は押印を省略できます。  
※スタンプ印は無効です。

〇〇会  
会長 横浜 太郎 様

承諾者(土地等所有者)  
住 所 〇〇区〇〇町  
氏 名 〇〇 〇〇 印

下記の、地域防犯カメラ設置に伴う〇〇を使用することを承諾します。

## 記

住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇
区 分	例 土地、独立柱、壁、屋根など

- 1 期間  
本日から地域防犯カメラ及び地域防犯カメラに係る設備の存するまで
- 2 使用料  
月額〇〇円

使用料があれば記載してくだ  
さい。

■補助金申請に関するお問い合わせ先(区役所地域振興課一覧)

※相談に行く場合はあらかじめ電話連絡をお願いします

名称	所在地	電話番号
鶴見区役所地域振興課	鶴見区鶴見中央三丁目20番1号	510-1687
神奈川区役所地域振興課	神奈川区広台太田町3-8	411-7095
西区役所地域振興課	西区中央一丁目5番10号	320-8391
中区役所地域振興課	中区日本大通35番地	224-8131
南区役所地域振興課	南区浦舟町 2-33	341-1235
港南区役所地域振興課	港南区港南4-2-10	847-8391
保土ヶ谷区役所地域振興課	保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6302
旭区役所地域振興課	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6091
磯子区役所地域振興課	磯子区磯子3-5-1	750-2393
金沢区役所地域振興課	金沢区泥亀二丁目9番1号	788-7801
港北区役所地域振興課	港北区大豆戸町26-1	540-2234
緑区役所地域振興課	緑区寺山町118番地	930-2233
青葉区役所地域振興課	青葉区市ヶ尾町31-4	978-2299
都筑区役所地域振興課	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2234
戸塚区役所地域振興課	戸塚区戸塚町16-17	866-8415
栄区役所地域振興課	栄区桂町303-19	894-8391
泉区役所地域振興課	泉区和泉中央北5-1-1	800-2397
瀬谷区役所地域振興課	瀬谷区二ツ橋町190番地	367-5699

■設置場所・犯罪発生状況に関する相談先(警察署一覧)

※お気軽にご相談ください。相談に行く場合はあらかじめ電話連絡をお願いします

名称	所在地	電話番号
加賀町警察署	中区山下町203	641-0110
山手警察署	中区本牧宮原1-15	623-0110
磯子警察署	磯子区磯子1-3-5	761-0110
金沢警察署	金沢区泥亀2-10-1	782-0110
南警察署	南区大岡2-31-4	742-0110
伊勢佐木警察署	中区山吹町2-3	231-0110
戸部警察署	西区戸部本町50-6	324-0110
神奈川警察署	神奈川区神奈川2-15-3	441-0110
鶴見警察署	鶴見区鶴見中央4-33-9	504-0110
保土ヶ谷警察署	保土ヶ谷区川辺町2-7	335-0110
旭警察署	旭区本村町33-5	361-0110
港南警察署	港南区港南中央通11-1	842-0110
港北警察署	港北区大豆戸町680-1	546-0110
緑警察署	緑区中山4-36-13	932-0110
青葉警察署	青葉区市ヶ尾町29-1	972-0110
都筑警察署	都筑区茅ヶ崎中央34-1	949-0110
戸塚警察署	戸塚区戸塚町3158-1	862-0110
栄警察署	栄区桂町320-2	894-0110
泉警察署	泉区和泉町5867-26	805-0110
瀬谷警察署	瀬谷区二ツ橋町213-1	366-0110
横浜水上警察署	中区海岸通1-1	212-0110

■道路上・公園内の設置に関するお問い合わせ先(土木事務所一覧)

※相談に行く場合はあらかじめ電話連絡をお願いします

※相談の際には、設置場所の道路との位置関係や高さなどが分かる図面・写真等が必要です。(電柱の場合は、東京電力やNTTとの協議に使用したものを代用できますので、書類一式を持参してください。)

名称	所在地	電話番号
鶴見土木事務所	鶴見区鶴見中央3-28-1	510-1669
神奈川土木事務所	神奈川区神大寺2-28-22	491-3363
西土木事務所	西区浜松町12-6	242-1313
中土木事務所	中区山下町246	641-7681
南土木事務所	南区浦舟町2-33	341-1106
港南土木事務所	港南区丸山台1-9-10	843-3711
保土ヶ谷土木事務所	保土ヶ谷区神戸町61	331-4445
旭土木事務所	旭区今宿東町1555	953-8801
磯子土木事務所	磯子区磯子3-14-45	761-0081
金沢土木事務所	金沢区寺前1-9-26	781-2511
港北土木事務所	港北区大倉山7-39-1	531-7361
緑土木事務所	緑区十日市場876-13	981-2100
青葉土木事務所	青葉区市ヶ尾町31-1	971-2300
都筑土木事務所	都筑区茅ヶ崎中央32-1 (都筑区総合庁舎4階)	942-0606
戸塚土木事務所	戸塚区戸塚町2974-1	881-1621
栄土木事務所	栄区小菅ヶ谷1-6-1	895-1411
泉土木事務所	泉区和泉中央北5-1-2	800-2532
瀬谷土木事務所	瀬谷区三ツ境153-7	364-1105

■ 市営住宅への設置に関するお問い合わせ先(指定管理者一覧)

※相談に行く場合はあらかじめ電話連絡をお願いします

区名	指定管理者	電話番号
鶴見区、神奈川区	(株)東急コミュニティー	311-0028
西区、中区、南区、保土ヶ谷区	(株)東急コミュニティー	243-6791
港南区、戸塚区	横浜市住宅供給公社	842-1999
旭区	(一社)かながわ土地建物保全協会	459-9520
磯子区、金沢区、栄区	(一社)かながわ土地建物保全協会	778-4426
港北区、青葉区、都筑区	(株)東急コミュニティー	910-1840
緑区	(株)東急コミュニティー	983-0590
泉区、瀬谷区	横浜市住宅供給公社	391-9661

■ 電柱への設置に関するお問い合わせ先

※相談に行く場合はあらかじめ電話連絡をお願いします

・東電柱に設置

東電タウンプランニング株式会社  
共架業務グループ(共架コールセンター)  
埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20  
TEL:048-637-3970

・NTT柱に設置(他に設置する場所がない場合に限りです)

株式会社NTT-ME設備マネジメント部  
オンサイトオペレーションセンタ 設備カスタマ部門 添架担当  
東京都小金井市前原町3-36-21 NTT小金井ビル2F  
TEL:042-312-9009(9:00~17:00)

■ 防犯カメラの選定・設置などのご相談先

※相談に行く場合はあらかじめ電話連絡をお願いします

・神奈川県電機商業組合

横浜市南区宿町2丁目41番地  
TEL:741-3041 FAX:741-3044  
Eメール:kanagawa@zds.or.jp  
受付時間:月曜日から金曜日の午前9:00から午後4:00

・神奈川県防犯セキュリティ協会

横浜市中区本牧間門36-13ライコムビル3F  
TEL:263-8497 FAX:263-8498

**ポイント** 業者により設置費用は様々です。複数の業者に見積りを依頼してください。

■地域防犯カメラ設置補助金制度全般に関するお問い合わせ  
横浜市市民局地域防犯支援課 TEL:045-671-3705

本手引・申請様式につきましては以下のURLまたは二次元コードからダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

